

東浦町地域防災計画の修正要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされています。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画では、防災基本計画や熊本地震の課題検証報告などについて、愛知県地域防災計画の修正を反映しました。

2 主な修正事項及び修正箇所

【風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画】

(1) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がった。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかった。

これを踏まえ、平時から防災に関する NPO 等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加する。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料 2 風水害 P1、資料 3 地震 P1)

(2) 防災拠点となる庁舎の耐震化

熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎の全部又は一部が使用できなくなり、行政機能の低下が発生した。

このため、防災拠点となる庁舎等について、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料 3 地震 P2)

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、愛知県は、平成 28 年 10 月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。

これに伴い、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害

廃棄物を処理できるよう、災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等に係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害P4、資料3 地震P4)

(4) 住家被害認定調査に関する体制の強化

罹災証明書の交付の迅速化を図るため、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害P4、資料3 地震P5)

(5) 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、町内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて町内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害P5、資料3 地震P5)

(6) 避難情報に係る名称の変更

平成28年台風第10号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示(緊急)」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行う。

(資料2 風水害P5他、資料3 地震P6他)

(7) 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。

このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害P7、資料3 地震P8)

(8) 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施したが、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資が届かなかった。

このため、町及び県が、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行う記載や、県及び市町村が連携して物資拠点等における訓練を行う記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害P9、資料3 地震P10)

(9) 広域応援訓練の実施

熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事したが、宿泊先や食糧等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存した職員がいたことなど、今後に向けて改善すべき点が多かった。

このため、被災地域支援隊の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害 P9、資料3 地震 P10)

(10) 復興体制の検討

第4編「災害復旧・復興」に復興計画等の策定及び職員の派遣要請に係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。

(資料2 風水害 P21、資料3 地震 P22)

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。